

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（**廃止**・縮減）

府省庁名 農 林 水 産 省

No	6		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(特別土地保有税)		
見直し項目名	農業協同組合又は農業協同組合連合会が新たに株式会社又は合同会社を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置		
見直し内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農業協同組合又は同連合会が現物出資により子会社を設立する場合。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>農業協同組合又は同連合会が現物出資により子会社を設立し、その行う事業の一部又は全部を当該子会社に承継する場合には、株式会社が分割して2以上の株式会社になる場合と同様に、形式的な所有権の移転等とみなして不動産取得税及び特別土地保有税（取得分）を非課税とする。</p>		
関係条文	<p>・不動産取得税</p> <p>地方税法附則第10条第3項 地方税法施行令附則第6条の16第4項 地方税法施行規則附則第3条の2の6</p> <p>・特別土地保有税</p> <p>地方税法附則第31条、第31条の2</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>子会社取得による事業方式の見直しについては、組織再編を進める上で重要な方法であるが、現在農協及び同連合会においては、既存子会社の再編に軸足を移しており、現物出資による子会社の取得はここ数年実績が少なくなっている。このため、必要が生じれば改めて要望について検討することとし、今回廃止することとした。</p>		
増収見込額	77（単位：百万円）		

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	6	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税）	
見直し項目名	漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が現物出資により子会社を設立した場合の非課税措置	
見直し内容（概要）	<p>漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が現物出資により子会社を設立し、その行う事業の一部又は全部を当該子会社に承継する場合には、株式会社が分割して2以上の株式会社になる場合と同様に、形式的な所有権の移転とみなして、不動産取得税及び特別土地保有税（取得分）を非課税とする措置の適用期限を現行の平成22年3月31日までとし、延長を行わない。</p>	
関係条文	<p style="text-align: center;">不動産取得税 地方税法附則第10条第3項、地方税法施行令附則第6条の16第4項、地方税法施行規則附則第3条の2の6 特別土地保有税 地方税法附則第31条の2</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>漁業生産、漁業者の減少等、漁協を取り巻く状況が厳しくなる中、漁協の経営改善を図るためには、合併等による組織基盤の強化を促進する（企業再編税制等）とともに、事業の改善・効率化を促進する必要がある。</p> <p>漁協合併が進む中、これまでは、合併のスケールメリットにより、経済事業部門の統合、職員の再配置等を実施し、事業の効率化、経営の健全化を図ってきたが、一県一漁協及び広域漁協が増加してきた今後は、更なる改善策として経済事業の一部子会社化が進むことが想定される。このため、漁協等が現物出資により子会社を設立し、事業を子会社に承継する場合には、形式的な所有権移転とみなして、不動産取得税及び特別土地保有税（取得分）を非課税とすることにより負担軽減を図り、効率化を進めるため要望したものである。</p> <p>しかしながら、平成20年度においては、全漁連が現物出資による子会社を設立し、1件の適用実績（気仙沼、石巻、塩釜の加工場を現物出資して、子会社を設立。）があったが、青森県漁連等によるその他数件の子会社の設立については、現物出資とならなかったため本措置の適用には至らなかった。</p> <p>今後、更に漁協合併が進むことにより、適用事例の増加が想定されるが、現時点で、平成22年度以降（当面2～3年の間）の具体的な計画が無い状況にあることから、延長要望は行わないこととする。</p>	
増収見込額	0	（単位：百万円）